

## 第六次多賀城市総合計画策定方針

### 1 はじめに

平成23年8月の地方自治法改正により、それまで義務付けられていた総合計画基本構想策定が義務ではなくなりました。

しかしながら、多賀城市のまちづくりを長期的な視点により、計画的、総合的に推進するための道しるべとなる指針が必要であることから、第五次多賀城市総合計画期間終了後の平成33年度からを計画始期とする次期長期計画を策定することとし、名称も「第六次多賀城市総合計画」とします。

### 2 策定の背景や地域環境

策定に当たっては、次のような昨今の社会環境の変化や、本市が直面している課題に配慮し、策定する必要があります。

- (1) 地方分権の進展
- (2) 人口減少社会の到来・高齢社会の進行
- (3) 新しい人の流れの創出（地方創生）
- (4) 安全・安心な暮らしを守るための対策
- (5) 増大する社会保障関係経費と厳しさが続く財政状況
- (6) 老朽化が進む施設・都市インフラ
- (7) 文化財の利活用検討
- (8) 市民協働（ともに考え、行動し合う関係）の進展・継続
- (9) 持続性のある行財政システムの構築

### 3 策定の基本的姿勢

第五次多賀城市総合計画は、目指すまちの姿や目標が明らかで、まちづくりの進展状況が市民にとってわかりやすい計画であり、さらに職員にとって成果志向に基づく行財政経営の推進のための道しるべとなる計画として機能してきました。また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災を受け、第五次多賀城市総合計画と期間を同じくする多賀城市震災復興計画を策定し、震災からの復旧・復興だけでなく、更なる飛躍を目指し、震災経験の伝承、防災減災対策及び産業の再興に向けた取組を実施してきたところです。これらの取組や上記2を踏まえ、第六次多賀城市総合計画においては、引き続き、第五次多賀城市総合計画の戦略的に行財政経営を進めていくための指針とする考え方等を継承するとともに、計画期間が満了となる多賀城市震災復興計画における引き継ぐべき課題も包含することとし、次の項目を基本的姿勢として策定します。

#### (1) 社会環境の変化に柔軟に対応できる計画

社会環境が大きく変化する中で、時代の潮流や取り巻く環境、複雑・多様化する市民ニーズ等を的確に捉え、限られた資源を最大限に活用し、時代の変化に柔軟に対応できる計画を目指します。

(2) 市民協働を促進するための計画

将来のまちの姿（将来都市像）やまちづくりの方向性、行政情報・地域情報について、市民と行政とが共有することを目指し、より多くの市民参画を得ながら、将来都市像の達成に向けて、市民、企業、NPO等の多様な主体による協働が活発に行われるきっかけとなるような計画を目指します。

(3) わかりやすい計画

まちづくりの目的、目標を具体的に、そして、客観的に定めることにより、その内容と達成度がわかりやすい計画とします。

(4) 行政評価と連動する計画

市が行った取組について、「何をどれだけ行ったのか」ではなく、「将来都市像にどのくらい近づいたのか」、「市民等にとって何がどれだけ変わったのか」という視点で検証し、その結果を資源（ひと・もの・かね）の重点配分に連動できるような計画を目指します。

(5) 職員の目的志向・改革意識を醸成する計画

厳しい財政状況が続く中で、限られた資源を効果的・効率的に配分し、必要とされる行政サービスを的確に行っていくため、職員がまちづくりの方向性を把握した上で、目的志向及び改革意識をもって業務に取り組んでいくことができるような計画を目指します。

(6) その他の計画等の最上位計画

多賀城市が策定する各種計画等に方向性を示す最上位計画とします。

#### 4 計画の構成

第六次多賀城市総合計画は、第五次多賀城市総合計画と同様に、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

(1) 基本構想

基本構想では、多賀城市の将来都市像を明らかにするとともに、将来の人口や土地利用を見定めた上で、将来都市像の実現に向けたまちづくりの方向性を示すため、政策、施策の大綱を定めるものとします。

なお、将来都市像については、第五次多賀城市総合計画の「未来を育むまち 史都 多賀城」を基軸に、社会環境の変化を踏まえ、決定することとします。

(2) 基本計画

基本計画では、基本構想を達成するための手段として、基本構想に定める施策等の目的と目標（数値による客観的指標）を定めるものとします。

また、基本計画の一部として、前期・後期に集中して対応すべき複数の政策分野に関わる対策を「重点プロジェクト」として新たに設定します。政策区分や組織の枠組みにとらわれず横断的な視点で進めるものとして、成果指標によって管理を行います。

(3) 実施計画

実施計画では、基本計画に定める施策等の目標実現の手段となる、重点的に実施する主要事務事業を定めるものとします。

## 5 計画の期間

平成33年度（西暦2021年度）を初年度とし、第五次多賀城市総合計画に定めた期間と同様、次のとおりの計画期間とします。

### (1) 基本構想

基本構想は、10年間（平成33年度（西暦2021年度）から平成42年度（西暦2030年度）まで）とします。

### (2) 基本計画

基本計画は、前期5年間（平成33年度（西暦2021年度）から平成37年度（西暦2025年度）まで）、後期5年間（平成38年度（西暦2026年度）から平成42年度（西暦2030年度）まで）とします。

### (3) 実施計画

実施計画は、毎年度、事務事業評価結果を踏まえて、原則3年間としますが、毎年度ローリングを行うこととします。

## 6 計画の策定体制

第六次多賀城市総合計画の策定は、市民参加のもと、全職員が関わり、策定過程を通じて市民と行政との共通認識となるよう、次の体制で実施することとします。

### (1) 多賀城市議会

平成30年第4回市議会定例会に提案予定の多賀城市総合計画策定条例において、基本構想を定めることについて、議決を得ることとしています。

### (2) 多賀城市総合計画審議会（附属機関）

多賀城市総合計画審議会条例に基づき、基本構想及び基本計画に関する事項を当該審議会に諮問し、その答申内容を総合計画に反映するものとします。

審議会委員については、多賀城市総合計画審議会条例の規定に基づき委嘱します。

### (3) 市民参画

広く市民の意見や提案を反映させるため、策定過程の積極的な情報公開や意見募集の外、次に掲げる市民等の意見を広く汲み取る機会を設け、市民参画に努めます。

#### ア 市民アンケート

施策等の指標取得のため平成21年度から実施しているアンケートを継続し、当該アンケートについては、原則として、前期基本計画期間中毎年度実施します。これは、統計数値を取得することで市民意見の大勢を把握するため実施するものです。

（参考）平成29年度実施内容

- ・対象 20歳以上の市民
- ・アンケート送付通数 3,000通
- ・抽出方法 無作為抽出

#### イ 市民意見公募

広報多賀城や市ホームページを活用し、策定の中途段階において、計画案の概要を公開した上で、市民及び多賀城市に関わりがある方などからの意見を伺います。これは、意見を述べる機会を設定することで、より広い市政への意見を拾い、総合計画に反映させるため実施するものです。

#### ウ 市民ワークショップ

公募の市民と直接対話による意見交換を実施します。これは、アンケート等だけではわからない市民の潜在的なニーズの把握だけでなく、市民に総合計画やまちづくりについて身近に感じてもらうとともに、積極的にまちづくりに参加していただくことで、市民と行政が共により良いまちづくりを行うための共通認識のきっかけ作りとして実施するものです。

#### エ 市民フォーラム

全市民を対象に、第六次多賀城市総合計画の大枠及び重点プロジェクト（前期計画）の内容をワークショップ参加者とともに発表します。これは、市民と行政とが意見交換を通して作り上げた内容を、広く市民に発表することで、市民と行政との共通認識を深くするため実施するものです。

#### (4) 多賀城市総合計画策定本部（庁内策定組織）

多賀城市総合計画素案を策定するため、多賀城市総合計画策定本部を設置します。

当該策定本部は、本部長を市長、副本部長を副市長とし、本部員に教育長及び部長等（市長公室長、総務部長、市民経済部長、保健福祉部長、建設部長、上水道部長、副教育長及び会計管理者をいう。）をもって充て、組織するものとします。

なお、本部の審議決定等については、本部会議において、また、必要な作業等を行わせるため、専門部会、サポートチーム及び事務局を置くこととし、具体的には次のとおりとします。

#### ア 本部会議

本部長は、第六次多賀城市総合計画に掲げる基本構想及び基本計画等について審議決定等するため、本部会議を開催します。

なお、本部会議における決定は、多賀城市行政経営会議等設置規定（平成19年多賀城市訓令第8号）第1条に基づき設置する行政経営会議の決定とみなします。

#### イ 専門部会

##### (ア) 所掌事務

- ①基本構想に定める施策の大綱の調査検討に関すること。
- ②基本計画に定める施策の目指す姿及び目標の調査検討に関すること。
- ③基本計画に定める基本事業の大綱及び目指す姿の調査検討に関すること。
- ④その他施策・基本事業に係る重要な事項に関すること。

##### (イ) 委員等

市長公室長を部会長とし、委員に市長公室長補佐（行政経営担当）、市長公室長補佐（財政経営担当）、総務部次長、市民経済部次長、保健福祉部次長、建設部次長、副教育長及び上水道部次長の職にある者をもって充て、組織するものとします。ただし、必要に応じ、外に部会長が指名する職員を委員とすることができることとします。

#### ウ サポートチーム

##### (ア) 所掌事務

策定本部の運営の円滑化を図るための調査研究に関すること。

##### (イ) 構成員

職員30人以内とし、本部長が指名します（指名に当たっては、職員からの公募状況を参考とする予定です。）。

エ 事務局

(7) 所掌事務

当該策定本部の事務処理

(4) 構成員

市長公室長を事務局長とし、市長公室の職員のうち事務局長が指名するもの

7 計画の策定期間（スケジュール）

第六次多賀城市総合計画の策定期間は、平成43年3月31日までとします。

第六次多賀城市総合計画の基本構想及び基本計画の案は、平成32年10月を目途に作成するものとし、次のスケジュールを予定しています。

